

地域貢献団体への感謝状および奨励金贈呈要綱

制定	平成19年	5月31日	区長決定
	平成19年	6月1日	要綱第86号
改正	平成20年	5月1日	要綱第79号
改正	平成21年	3月31日	要綱第186号
改正	平成27年	4月1日	要綱第416号
改正	令和3年	5月6日	要綱第119号

(目 的)

第1条 この要綱は、地域の連携や活性化につながる自主的な活動を活発に行っている団体（以下「地域貢献団体」という）に対して、感謝状および奨励金を贈呈することで、団体活動の一層の活性化を支援し、地域の課題解決につながる支え合いの仕組みづくりの推進を図ることを目的とする。

(贈呈の対象等)

第2条 感謝状および奨励金の贈呈（以下「贈呈」という。）は「青少年の育成」、「高齢者の支援」、「地域の安全保持」など地域の活性化に寄与する活動を、継続的に実施している地域貢献団体を対象とする。

2 贈呈団体数は毎年50団体を上限とし、奨励金の額は1団体30,000円とする。

(贈呈の時期)

第3条 贈呈は、実施年毎1回日を決めて行う。

(贈呈の基準)

第4条 贈呈は、次の各号に該当する地域貢献団体に行う。

- (1) 活動目的が「青少年の健全育成」、「高齢者の支援」、「健康づくり・介護予防」、「地域の安全保持」、「地域コミュニティの育成」など地域の連携や活性化に寄与し地域の課題解決につながるもので、構成員が概ね5名以上である団体。
- (2) 活動が継続的であり、概ね四半期に1回程度以上活動している団体。
- (3) 区民が新規に参加可能である団体。
- (4) 贈呈の対象となる活動が、すでに区等の助成金を受けていないこと。
- (5) 活動の内容に特色があること。
- (6) 政治的・宗教的・営利的な活動を行っていない団体。
- (7) 団体の運営経費や教材の負担費等の実費経費を超えて、月謝等を徴収していないこと。

(選考委員会)

第5条 贈呈団体を選考するために、選考委員会を設置する。

(選考委員会の構成)

第6条 選考委員会は、委員長、副委員長、委員の計3名で構成する。

2 委員長は地域振興部長、副委員長は地域活動課長、委員は生活安全担当課長をもって充てる。

(委 任)

第7条 この要綱に定める以外に、必要な事項は地域振興部長が定める。

付 則
この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3年 6月 1日から施行する。